

第1回 港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会 議事概要

日時：令和6年2月7日（水） 10:00～12:00

場所：日本港湾コンサルタント本社会議室（オンライン併用）

1. 主な議事

○事務局より、下記について説明を行った後、委員による意見交換を行った。

- ① 検討会の進め方及びワーキンググループ（WG）の設置について
- ② 港湾施設の維持管理について
- ③ 点検診断実績に関する中間報告
- ④ 点検診断に関する新技術及びICTの活用方法に関する中間報告
- ⑤ 技術基準対象施設の点検診断頻度の見直しに関する中間報告

2. 決定事項

○検討会の下にワーキンググループが設置されることが承認された。

○座長に事故があった場合の代理として岩波委員が指名された。

3. 主な意見

○資料内のアンケートは港湾管理者を対象としたものとなっているが、本会議は国有港湾施設と港湾管理者施設といった公共施設を対象とした議論を行うということでいいか。

→(事務局)公共施設を対象とするが、成果は民間施設にも展開できたらよい。

○アンケート結果の記載にあるが、予算、技術力の課題があり、また、技術の蓄積や継承が難しい。

○業務艇を所有していないため、海上点検は委託に頼らざるを得ない。適切な点検頻度への変更などの港湾管理者の負担が減ることは望むところである。

- 点検診断の実施間隔を延ばして、港湾管理者の負担を軽減する考えもあるが、点検診断の項目自体を見直して、負担を軽減するという方向性も考えられる。
- 係留施設の場合、その性能低下度 A, B, C, D の評価に直接つながるようなものは点検すべきかと思うが、性能低下度 A, B, C, D に直接関わらない点検項目まですべからず点検対象としている管理者などは負担が大きいためメリハリが必要。一方で新規施設、経時変化がほとんどみられない施設は点検診断の実施間隔を延ばしてもいいと考えられる。
- 新技術の活用に関し、従来海上から行う点検を陸上からのカメラによる点検で人員削減を可能とすることもできるので、そうしたものを取り入れてはどうか。
- 現行のガイドライン、マニュアルは全国の全ての施設を対象として一般的に記載せざるを得ないので、全ての点検診断項目を実施して時間や費用がかかることになっているのではないか。
- 点検診断項目のメリハリをつけて港湾管理者の負担軽減を図るためには、判断が難しい内容を国、研究所、海洋・港湾構造物維持管理士から維持管理計画策定時に技術的な支援を行えるような方向性もあるのでは。
- 性能低下度が C, D の期間は頻度を 5 年に設定し、B に移行した場合は 3 年に実施する等の考えもある。
- 日常点検が頻繁に実施されているのであれば、定期点検の実施間隔を延ばしても問題ないのではないか。
- 今回の点検診断頻度の見直し検討で、省令、告示ガイドラインも全て改定されることが理想だが、それを目指すと時間を要し不整合も出たりするので、インパクトが大きい部分、港湾管理者が困っている部分等改定できる部分から取り組む考えもある。
- 現行の省令告示は、技術基準対象施設すべてを対象としているが、上屋や荷捌き地などは点検診断の内容や実施間隔を変更するなど、施設の重要度に応じてメリハリをつけてもいいのではないか。
- 全国的に整理しているが、日本海側の気象海象が厳しい条件では急激な性能変化が生じる可能性もあるので、地域別の視点で整理してもいいのではないか。

- 点検の緩和だけでなく、急激な変化を起こすものについてはクリティカルなものも捉え、点検のメリハリをつけてはどうか。
- 維持管理 DB の性能低下度だけでは、劣化に至る様々な要因までは分からず、この分析だけで点検間隔の見直しを行うことは難しいと考えられる。
- 点検診断を簡略化できるような、ポイント集を作成することから取り組んではどうか。
- 目視点検の代替となるモニタリング等の新技術はコスト面から採用が容易ではなく、またモニタリング機材のメンテナンスも大変である。
- 新技術を活用すると初期コストは高いが、記録の部分を考えていけば従来の目視点検より時間も費用も抑えることができることも考えられる。
- 日本全国の港湾管理者で同じ点検診断記録のフォーマットを統一することも考えられるのではないか。
- 港湾管理者によってそれぞれの事情を抱えており、維持管理点検で濃淡があるかもしれないので、様々な港湾管理者の意見を踏まえて解決策を考えていくことが必要と考える。

以上